

○御前崎市結婚新生活支援補助金交付要綱

平成29年 3 月24日 告示第47号

改正

平成30年 3 月13日 告示第30号

平成31年 3 月27日 告示第44号

令和 2 年 3 月25日 告示第58号

令和 3 年 3 月30日 告示第91号

令和 3 年12月22日 告示第207号

令和 4 年 3 月30日 告示第73号

令和 5 年 3 月31日 告示第74号

令和 6 年 3 月29日 告示第56号

御前崎市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、御前崎市結婚新生活支援補助金を交付することについて、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和7年4月1日から申請月の末日までの間の、結婚に伴い新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費又は仲介手数料）をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当の額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。
- (3) 引越費用 令和7年4月1日から申請月の末日の間の引越業者又は運送業者への

支払その他の引越しに係る実費をいう。

- (4) 住宅リフォーム費用 令和7年4月1日から申請月の末日の間の、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用を除く。

- (5) 継続補助世帯 令和6年度に御前崎市結婚新生活支援補助金の交付決定を受けた夫婦（以下「継続補助世帯」という。）で、交付決定を受けた補助金の額が、第4条第1項に定める補助上限額に達しなかった世帯をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助の対象となる世帯は、次に掲げる要件を全て満たしている新婚世帯又は継続補助世帯とする。

- (1) 申請の時点で発行されている直近の所得証明書に記載された夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 対象となる住居が御前崎市内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (4) 御前崎市が行う住宅取得を目的とした補助等を受けていないこと。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの告示に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 静岡県又は御前崎市が開催する結婚、妊娠・出産又は子育てに温かい社会づくり若しくはその機運の醸成に資する家事育児参画促進講座等を受講していること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及び住宅リフォーム費用を合わせた額を対象とし、次の表のとおりとする。ただし、継続補助世帯にあつては、30万円（夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下であった場合は60万円）から昨年度交付決定額を控除した額を上限とする。

区分	補助上限 額
新婚世帯のうち、婚姻日における年齢の高い方が29歳以下の世帯の場合	60万円
新婚世帯のうち、婚姻日における年齢の高い方が39歳以下の世帯の場合	30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- (5) 物件の売買契約書（住居費における購入の場合）
- (6) 物件の賃貸契約書（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 物件の工事請負契約書又は請書（住宅リフォーム費用の場合）
- (8) 領収書又は支払額が確認できる書類
- (9) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (10) 引越しに係る領収書
- (11) 第3条第7号に掲げる静岡県又は御前崎市が発行した家事育児参画促進講座等を受講したことを証明する書類の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 継続して補助金の交付を受けようとする者は、結婚新生活支援補助金交付申請書（継続）（様式第3号）に前項に掲げる書類のうち、住居費、引越費用及び住宅リフォーム費用に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による交付申請は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否について結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）又は結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第6号）に第5条第1号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第6条又は前条による交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その告示に違反する行為があったとき。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、第6条又は第8条による交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、結婚新生活支援補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、

補助対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 補助対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条又は第8条による交付の決定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示失効後も、なお効力を有する。

附 則 (平成30年3月13日告示第30号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第44号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日告示第58号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第91号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月22日告示第207号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第73号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第74号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第56号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

御前崎市長

様

住 所
氏 名
電話番号

結婚新生活支援補助金交付申請書

御前崎市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、御前崎市結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入・賃貸初期費用)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × か月 = 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (E)	円
	住宅リフォーム 費用	費用 (F)	円
合計 (A+D+E+F)		円	
3 補助期間 ※今回補助を申請する期間		年 月から 年 月まで 月分	
4 公的制度による家賃補助		私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。	
5 添付書類		☐ 住民票の写し ☐ 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書 ☐ 所得証明書 ☐ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 ☐ 契約書又は請書の写し ☐ 賃料等の領収書又は支払額の確認できる書類 ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ 宣誓書 ☐ 家事育児参画講座等を受講した証明書の写し ☐ その他（ ）	

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

御前崎市長

様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 年 月現在
住宅手当 月額 円 〕

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者の印を押印してください。

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

御前崎市長

様

住 所
氏 名
電話番号

結婚新生活支援補助金交付申請書（継続）

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた御前崎市結婚新生活支援補助金について、次のとおり関係書類を添えて継続補助申請します。

1 前年度交付決定日		年 月 日	
2 前年度交付額		円	
3 事業内訳	住居費 (購入・賃貸初期費用)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × か月 = 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (E)	円
	住宅リフォーム費用	費用 (F)	円
合計 (G) (A+D+E+F)		円	
4 補助期間 ※今回補助を申請する期間		年 月から 年 月まで 月分	
5 今年度補助上限額 ※60万円又は30万円－項目2の金額		円	
6 今年度補助申請額 ※(G)又は項目5の金額を比較し、低い方を記入 ※1,000円未満の端数は切捨て		円	

（裏面に続く）

7 添付書類	☐ 賃料等の領収書又は支払額の確認できる書類 ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ その他（ ）				
8 同意 ※該当する項目の □にレ点を記入	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="659 414 908 734"> 申請者 </td><td data-bbox="908 414 1380 734"> ☐ 私は、この補助金の事務処理に必要な範囲において、市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 申請者氏名 （署名又は記名押印） </td></tr> <tr> <td data-bbox="659 734 908 1037"> 配偶者 </td><td data-bbox="908 734 1380 1037"> ☐ 私は、この補助金の事務処理に必要な範囲において、市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 申請者氏名 （署名又は記名押印） </td></tr> </table>	申請者	☐ 私は、この補助金の事務処理に必要な範囲において、市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 申請者氏名 （署名又は記名押印）	配偶者	☐ 私は、この補助金の事務処理に必要な範囲において、市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 申請者氏名 （署名又は記名押印）
申請者	☐ 私は、この補助金の事務処理に必要な範囲において、市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 申請者氏名 （署名又は記名押印）				
配偶者	☐ 私は、この補助金の事務処理に必要な範囲において、市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 申請者氏名 （署名又は記名押印）				

様式第 5 号（第 6 条関係）
様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御前崎市結婚新生活支援補助金について、御前崎市結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき次のとおり不交付決定したので、通知します。

不交付決定の理由

様式第 6 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日

御前崎市長

様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた御前崎市結婚新生活支援補助金について、申請事項を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容			
事業内訳の変更	住居費 (購入・賃貸初期費用)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × か月 = 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (E)	円
	住宅リフォーム 費用	費用 (F)	円
	合計 (A+D+E + F)	円	
その他の変更			
2 添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付してください。		☐ 住民票の写し ☐ 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書 ☐ 所得証明書 ☐ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 ☐ 契約書又は請書の写し ☐ 賃料等の領収書又は支払額の確認できる書類 ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ 宣誓書 ☐ 家事育児参画講座等を受講した証明書の写し ☐ その他（ ）	

様式第 7 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった御前崎市結婚新生活支援補助金について、御前崎市結婚新生活支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき次のとおり決定したので、通知します。

決定の内容

金額

円

様式第 8 号（第10条関係）

様式第 8 号（第 10 条関係）

結婚新生活支援補助金請求書

金 円

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた御前
崎市結婚新生活支援補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
氏 名
電話番号

振込口座

金 融 機 関 名 及 び 支 店 名	
預 金 の 種 類	当 座 ・ 普 通
フリガナ	
口 座 名 義	
口 座 番 号	

※口座名義については必ず請求者氏名と同一のものとすること。